

米子市民自治基本条例

みんなで支え合い助け合う まちづくり



ヨネギース

私たちのまち米子は、大山の眺望・中海・日野川・皆生温泉・妻木晩田遺跡を始めとして、全国的にも誇ることのできる豊かな環境の中で、歴史・文化を育み、また、交通・経済の要衝として栄えてきました。私たちは、この米子を守り育ててきた先人たちの営みに感謝しながら、この素晴らしいまち米子を、子や孫の世代に引き継いでいく必要があります。

そのためには、私たち一人ひとりが、日常の暮らしの中で、まちづくりの主体であることを十分に自覚し、お互いに個人として認め合い、そして関わり合うことによって、お互いを支え合い、助け合っていくことが求められています。

今後も変わり続ける社会においては、しっかりと将来を見据え、市民と市とがお互いの役割を果たしてまちづくりを進めていかなければなりません。

私たちは、一人ひとりが主体となったまちづくりを推進していくために、ここに米子市民自治基本条例を定めます。

～米子市民自治基本条例 前文～

平成24年8月
米子市



これからの米子のまちのつくり方について、その基本となる考え方を条例としてまとめようと本市で自治基本条例の検討が始まったのが平成20年の4月のことでした。それから平成24年3月の制定に至るまでの約4年間、多くの市民の皆様からご意見をいただきながら、この条例を制定することができましたが、これもひとえに、市民の皆様のご理解とご協力の賜物であり、ここに改めて感謝を申し上げる次第です。

さて、近年一段と市民の皆様の価値観が多様化し、そして複雑化してきています。このような状況下におきましては、今まで以上に皆様からのさまざまなご意見を伺いながら市政を行っていかねばならないと考えております。

しかしながら、「まちづくり」には、市政だけでなく場合によっては自助や地域活動などの互助による「まちづくり」もござります。このような状況の中で、本当に市民の皆様にご満足いただけるような「まちづくり」というものは市だけでできるものではなく、やはり市民の皆様と市との連携と協力が欠かせないと考えておりますし、そのための機運をいかに高めていくのかということが今後とても重要だと思っております。

この条例の制定は、本市の新たなまちづくりの出発点であると考えています。この米子のまちが、これからも市民の皆様にご「住んでよかった」「住み続けたい」と思ってもらえるように、みんなで力を合わせて「まちづくり」を進めていきましょう。

平成24年8月 米子市長 野坂 康夫

自治基本条例って、なんだろう？

自治基本条例って、なに？ 条例ができるとどうなるの？

自治基本条例は、まちづくりの主体である市民が、市民同士、また行政や議会とともに役割と責任を分担し、手を携えてより良いまちづくりを進めるための基本的な考え方を定めた条例です。

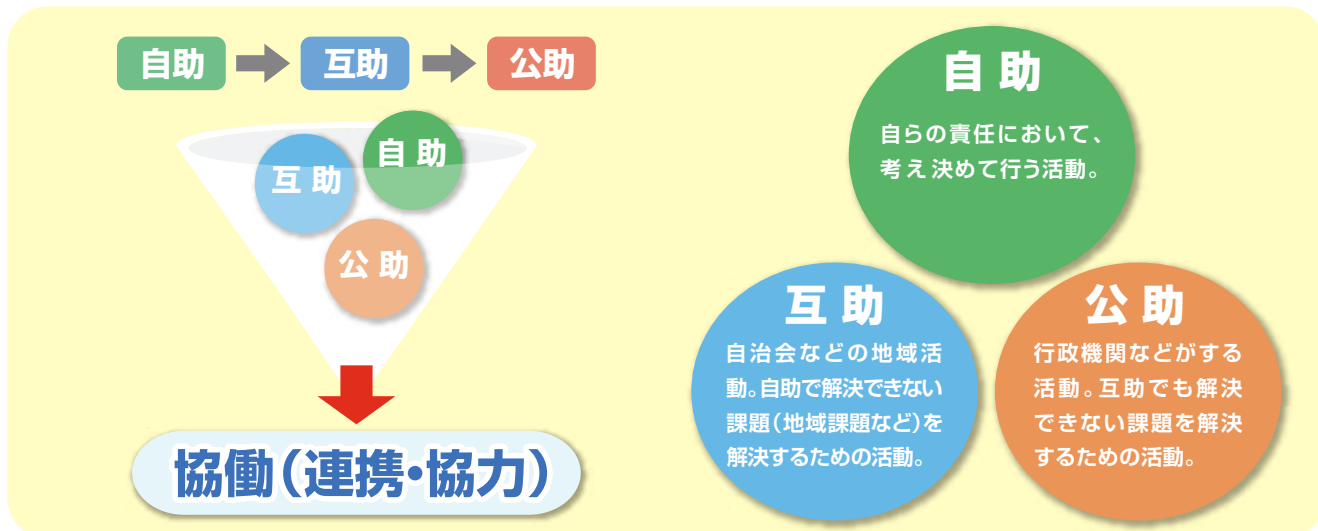
条例と言っても、その内容は市民の皆さんに特別な規制を設けるものではありません。この条例は、より良いまちづくりを進めるための基本的な考え方を定めたものですので、条例ができたからといって直ちに市民生活に影響を及ぼすものではなく、これを機に、いろいろな活動を行っていく中で、より良い米子のまちづくりに役立てていこうとするものです。

どうして条例が必要なの？

一人ひとりの価値観がさまざまに分かれ複雑になってきている現代において、市民の皆さんが「住んでよかった」また「住みたい」と思えるまちにしていくためには、市民の皆さんと市役所が頑張っていく必要がありますが、ただ頑張るだけでなく、市役所を含めたいろいろな組織や個人がつながりを持って、有機的に機能していくことが求められています。

このような、これからのまちづくりの基本的な考えを、みんなで理念として共有していくことが、これからのまちづくりにとっては非常に重要であり、その内容を法としてまとめたものが自治基本条例です。

まちづくり(自治)の範囲と順序



条例を読み解くポイント

POINT 1

「まちづくり」って何だろう

この条例の特色は、「まちづくり」をととても大きな視点でとらえているところです。

今までは一般的に、「まちづくり」は基本的に市の仕事(市政)だと考えられてきましたが、よくよく考えてみると、この米子のまちの文化、風土、人の気風などを形成しているのは、市ではなく、むしろ市民の皆さんの日々の様々な活動であるという考えに行き着きます。

このため、この条例では「まちづくり」を市の仕事という枠内にとどめるのではなく、皆さん自身の日々の生活やお住まいの地域の活動等、民間活動も含めて次のように定義するとともに、身の回りの様々な活動に主体的に参加していただける人を増やしていくことで、市民が主体となったまちづくりが進んでいくとしています。



※用語の解説

まちづくり

この条例の「まちづくり」とは、市民が、地域住民として、自らの暮らす地域について考え、自ら決定し、自ら責任をもって行うすべての活動と、それに加えて、そうした市民の意思に基づいて、市が行う都市機能の整備、サービスの提供などの活動を含めた米子市の地域づくりのあらゆる活動のことです。

市政

この条例において「市政」とは、市が行う都市機能の整備、サービスの提供など、まちづくりの内、市が担う活動のことです。

身近な地域

この条例において「身近な地域」とは、小学校区、又はそれよりも小さな自治会などの市民生活に深い関わりを持つ区域のことです。

市

この条例において「市」とは、地方公共団体としての米子市のことをいい、具体的には、市長、議会(議員)及び市職員(市長以外の事務部局の職員を含む。)を指しています。

このため、条例中の「市民と市」という表現は、「市民、議会及び行政」という意味で用いています。

市民

この条例の「市民」とは、地方自治法(第10条)の「住民」と同じ意味であり、「米子市の区域内に住所を有する者」です。

POINT
2

「まちづくり」は「ひとづくり」から

さて、東日本大震災で被害を受けられた被災地の人たちは、現在も、力を合わせて復興に向けてがんばっておられます。「まちづくり」というと良い面だけを考えてしまいがちですが、被災地で営まれるこうした活動もまた、「まちづくり」にほかなりません。

この出来事であらためて提起されたのは、地域における「自助」、「互助」の精神の大切さや絆や支え合いの必要性であり、この条例の最終的な目標も、こうしたことを尊重し実践する気風を地域に根付かせていくことにあります。

全国的に、まちづくりの制度や仕組みに重点が置かれている条例が多い中であって、本市の条例は、私たち市民一人ひとりが、地域を担う者として、いかに考え、いかに行動するのかという考えに基づいた事がらが中心に据えられています。こうした特徴を持つ条例は全国的にも珍しく、『「まちづくり」は「ひとづくり」から』という言葉もあるように、「まちづくり」



では、「制度・仕組み」もさることながら、より良いまちになっていくためには、やはり「ひと」こそが重要であり大切であると考えています。

米子のまちは、山陰の商都と呼ばれ、人々がいきいきと活動するまちであり、こうしたまちの気風は、現在でも脈々と受け継がれています。この条例で示される「まちづくり」とそれを担う「ひとづくり」の考え方は、他の市町村の条例には見られないものであり、米子のまちならではのものだと考えています。

POINT
3

「今よりも住みよいまちを目指すためには…～みんなでがんばろうや～」

この条例を作成する前段では、たくさんの市民の皆さんに、「今よりも住みよいまちを目指していくためにはどうしたらよいのか」という問いかけをし、ご意見を伺ってきました。意見の内容は様々でしたが、その中で多かったものが、「モラルが重要であり、人づくりが必要」「多くの人に、地域に関わっていくという意識を持ってほしい」「あいさつ運動や声かけ運動などを通して、人と人とのつながりをつくり、支え合っている地域コミュニティをつくっていききたい」「市民だけが頑張ってもダメ。市役所(行政・議会)も頑張らないといけない。」「みんなが協力し合ってまちをつくる必要がある」といったものでした。

一人ひとりの価値観がさまざまに分かれ複雑になってきている現代において、誰かだけが頑張っているだけでも、市民の皆さんが「住んでよかった・住み続けたい」と思えるような満足のできるまちはできません。市民の皆さんと市役所が頑張る。頑張るだけでなく、市役所も含めたいろいろな組織や個人がつながりを持って、有機的に機能していくことが求められています。



POINT
4

「まちづくりの担い手としての子ども」

この条例には、「将来のまちづくりの担い手としての子ども」という章があります。他の自治基本条例には見られない、米子独特の内容として盛り込まれています。

この条例を作成する前段で多くの方から「子どもの育ち」に関するご意見を



いただきましたが、多くの方が、子どもの育ちに大きな関心を寄せ、また、子どもこそが、まちづくりの将来を託すべき存在であると感じているのだと思われます。

子どもの健やかな成長のためには、家庭だけでなく、地域、学校、市役所等との連携も非常に大切であり、このような環境づくりが重要となってきます。

当たり前のことですが、米子のまちづくりは今だけのものではなく、継続して将来に引き継がれていくものです。この条例では、子どもを「将来のまちづくりの担い手」として位置づけ、支え合いの精神で、そしてみんなで連携・協力して将来のまちづくりの担い手を育てていこうという内容となっています。



POINT 5

「身近な地域におけるまちづくり」

この条例では、市民生活に深い関わりを持つ小学校区や、又はそれよりも小さな自治会などの区域のことを、「身近な地域」としています。この条例を作成する前段で多くの方から「身近な地域におけるまちづくり」に関するご意見をいただいたことや、「身近な地域におけるまちづくり」こそが米子のまちづくりの基礎であるという考えから、この条例では「身近な地域におけるまちづくり」と題して一つの章を設けています。「身近な地域」を寄せ集めたものが米子のまちであることを考えると、「身近な地域におけるまちづくり」は、この条例の一つの大きな肝の部分であると言えます。



「身近な地域におけるまちづくり」に関わりの深い組織としては、代表的なものとして自治会が、そしてその他にも子ども会、地区社会福祉協議会、PTA、地区交通安全協会など、さまざまな組織が挙げられますが、現在では、これらの活動が地域コミュニティを形成していると言っても過言でないのではないのでしょうか。自治会をはじめとする身近な地域の様々な活動に参加することによって、その地域において助け合い、支え合うことのできる風土の大切さ・ありがたさ・すばらしさをみんなで理解していくことが、これからのまちづくりにとっては非常に重要となります。

POINT 6

「市役所の役割」



一方で市役所には、これらの活動に対して「必要に応じて支援し、その際は適切な方法によります」という支援者としての役割を課しています。ここで言う「必要に応じて支援する」とは、「公共性が高い(みんなのためになる)、あるいは、公共課題の解消(みんなの困りごとの解決)につながると認められるものについて支援を行う」ということです。

これからの時代の市役所は、米子のまち全体の政治・行政を行っていくという役割だけでなく、それぞれの地域で頑張っている皆さんに対して様々な支援していくためのきめ細やかな対応がより一層求められています。

地域におけるまちづくりへの支援者として、これらいかにか適切にその役割を担っていくのか…市役所が果たさなければならない役割は、今後ますます重要となってきます。その役割を果たしていくためには、地域の皆さんとともに考え、ともに悩み、ともに解決していくことのできる集団としての市役所にならなければなりません。

米子市民自治基本条例(平成24年米子市条例第2号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民及び市がまちづくりを行っていく上での理念を定めることにより、市民が主体となったまちづくりを推進することを目的とします。

(市民と市との協働)

第2条 まちづくりの推進に当たっては、市民及び市は、適切に役割を分担するとともに、相互に責任を持ちながら、連携し、協力していくものとします。

第2章 市民の役割等

(市民の役割)

第3条 市民は、一人ひとりがまちづくりの主体であることを自覚するとともに、お互いの自由と権利を尊重し、つながりを強め、支え合いながらまちづくりを進めるものとします。

2 市民は、まちづくりに関心を持つとともに、参加するように努めるものとします。

3 市民は、まちづくりに参加しないことによって、不利益を受けることはありません。

(市民の責任)

第4条 市民は、自らの自由と権利を濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負うものとします。

2 市民は、まちづくりの推進に当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとします。

第3章 将来のまちづくりの担い手としての子ども

(子どもへの関わり)

第5条 市民は、子どもが次世代のまちづくりを担う宝であることに鑑み、その成長に関わっていくように努めるものとします。

(子どもの成長のための環境づくり)

第6条 市民は、子どもが健やかに育つための責任はまず家庭にあることを自覚し、すべての子どもたちが健やかに育っていくための環境づくりに努めるものとします。

2 市民及び市は、前項の環境づくりに当たっては、家庭、地域及び学校等の連携を大切にするとします。

第4章 まちづくりの基本原則

(地域におけるまちづくりの原則)

第7条 市民は、地域における様々な活動に参加するように努めるものとします。

2 市は、必要に応じ、前項の活動に対し支援をします。

3 前項の規定により財政的な支援を受けた者は、適正にその資金を使用するとともに、その用途について、市民に対し説明するように努めるものとします。

(市政への参加の原則)

第8条 市民は、まちづくりの主体であるとの自覚の下に、市政に参加するように努めるものとします。

2 市は、市民が市政に参加しやすい環境づくりに努めます。

(情報の共有及び活用の原則)

第9条 市民は、まちづくりに必要なそれぞれが保有する情報を提供し合い、これを共有し、及び活用していくものとします。

2 市民は、個人情報の保護及び活用の重要性について理解し、これを適正に取り扱うものとします。

3 市は、市民がまちづくりに必要な情報を入手しやすい環境づくりに努めます。

第5章 身近な地域におけるまちづくり

(まちづくりへの参加)

第10条 市民は、身近な地域の様々な活動に参加し、その地域におけるまちづくりを推進していくように努めるものとします。

(地域の課題の解決)

第11条 市民は、自らが主体となって身近な地域の課題を解決するように努めるものとします。

(まちづくりの担い手の育成)

第12条 市民は、身近な地域におけるまちづくりの担い手の育成に努めるものとします。

(まちづくりへの支援)

第13条 市は、身近な地域におけるまちづくりに対し、必要に応じ支援をします。

2 市は、前項の支援を行うに当たっては、地域の特性や環境、課題が異なることを踏まえて、適切な方法によることとします。
(まちづくりの拠点としての公民館)

第14条 市は、公民館を、社会教育施設としての機能を踏まえ、身近な地域におけるまちづくりの拠点として位置づけます。

第6章 市民のための市政運営

第1節 市民代表の役割

(市長の役割)

第15条 市長は、その職務の責任の重さを自覚し、公平公正かつ誠実に市政を執行します。

2 市長は、市民の意見を尊重しながら、市民のための市政を執行します。

3 市長は、職員の個々の適性に留意し、適切に配置することにより、職員及び組織の能力が最大限に発揮されるように努めます。

4 市長は、市政運営において、この条例の目的を達成するように努めます。

(議員の役割)

第16条 議員は、その職務の責任の重さを自覚し、公平公正かつ誠実に活動します。

2 議員は、地域の課題や市民の意見を把握するとともに、市政全体の観点に立ち、市民の意見を尊重しながら、市民のために活動します。

3 議員は、議員活動において、この条例の目的を達成するように努めます。

第2節 職員の役割

第17条 職員は、全体の奉仕者として、法令を遵守し、公平公正かつ誠実に職務を遂行し、市民から信頼されるように努めます。

2 職員は、職務を遂行する上で必要な能力を高めるように努めます。

第3節 市民のための市政運営
(市政運営に当たっての原則)

第18条 市は、政策を決定し、及び遂行するに当たっては、この条例の趣旨を尊重します。

2 市は、市民の福祉の増進を図ることを基本とした市政運営を行います。

3 市は、最小の経費で最大の効果を生み出す市政運営を行います。

4 市は、市政の透明性を高め、市政運営の方針を明確にし、総合的かつ計画的な市政運営を行います。

5 市は、市民の市政への参加を推進します。

6 市は、市民に対し公平公正かつ誠実に向き合います。

7 市は、市政に対する市民の意見を把握し、これを適切に市政に反映します。

(説明責任)

第19条 市は、市政について、市民に対し、わかりやすく丁寧な説明に努めます。

(情報提供)

第20条 市は、市が保有する市政に関する情報が市民と共有され、及び活用されるように、情報の提供の充実に努めます。

(情報公開)

第21条 市は、開かれた市政を実現するために、市が保有する市政に関する情報を適正に公開します。

2 市は、市民が情報公開制度を活用しやすい環境づくりに努めます。

(個人情報保護)

第22条 市は、市民に信頼される市政を実現するために、市が保有する個人情報を適正に保護します。

(行政手続)

第23条 市は、市政における公正の確保及び透明性の向上を図るために、市の事務に関する手続を明らかにします。

(総合計画)

第24条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画(以下「総合計画」といいます。)を策定します。

2 市は、総合計画について、適宜、検討及び見直しを行います。

3 市長は、総合計画の達成状況のほか、前項の規定により検討及び見直しを行ったときは、その結果を公表します。

(財政運営)

第25条 市は、効率的かつ効果的な財源の活用に努め、健全な財政運営を図ります。

2 市長は、市の財政状況について、法令の定めるところにより公表するほか、市民に対し、わかりやすく説明します。

(組織)

第26条 市は、地域における様々な課題に対応することができ、かつ、市民にわかりやすい組織づくりに努めます。

2 市は、市政運営に当たっては、組織内で常に円滑な連携を図ります。

(市民からの意見等への対応)

第27条 市は、市民からの意見、要望、苦情、相談等に対し、迅速かつ的確に対応します。

(市民意見公募手続)

第28条 市は、政策の立案の過程における市政参加の機会の拡充並びに市政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、基本的な事項を定める条例、計画等の策定又は改廃を行う場合は、市民に対し関係する情報を提供し、市民の意見を求めます。

(市民投票)

第29条 市は、市政の特に重要な事項について、事案ごとに、その都度、条例で定めるところにより、市民投票を実施することができます。

2 前項の条例においては、事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の手続、投票することができる者の要件その他市民投票の実施に関し必要な事項(以下「市民投票の実施に必要な事項」といいます。)を定めます。

3 市は、市民投票を実施したときは、その結果を尊重します。

(市民投票の請求及び発議)

第30条 市の議員及び長の選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対し、市民投票の実施に必要な事項を定めた条例の制定を請求することができます。

2 議員は、法令の定めるところにより、その定数の12分の1以上の者の賛成を得て、市民投票の実施に必要な事項を定めた条例の制定を発議することができます。

第7章 国県等との連携及び協力

(国及び県との連携及び協力)

第31条 市は、国及び県と対等の関係にあることを踏まえて、適切な役割分担の下、必要に応じ、連携し、協力していきます。

(他の地方公共団体等との連携及び協力)

第32条 市は、広域的な課題に取り組むため、他の地方公共団体等と適切に連携し、協力していきます。

第8章 見直し

第33条 市は、必要に応じ、この条例を見直します。

2 前項の規定による見直しに当たっては、市民の意見を尊重します。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

※「米子市民自治基本条例の施行期日を定める規則」により、この条例は平成24年6月27日から施行となりました。

ヨネギーズ「まちづくり」について話そう!

「まちづくり」って「自治」ってなんだろう



ネギ太

ねえねえネギ子ちゃん、「まちづくり」って何だと思う?
あとね、「まちづくり」って誰がするものだと思う?
「米子市民自治基本条例」には「まちづくり」って言葉がいろいろなところに出てくるんだけど、この条例を理解するためには、そのところをちゃんと理解することが必要だと思うんだ。

そうよね…。でも、「まちづくり」って何なのかしら?

私は、市役所の人たちが、市民のために建物を造ったり、道路を整備したり、そんなことがまちづくりだと思うんだけど…。でも何かしっくりこない気がするわ。



ネギ子



ネギ太

僕はね、市役所の人たちが建物を造ったり道路を整備したりすることだけが「まちづくり」ではないと思っているんだけど…。何かもっと広い意味というか、広くくりで考えないといけなような…。うまく言えないんだけど…。

困った時の柏木さんということで、柏木さんに聞いてみよう!

市役所の人に聞いてみたんだけど、「まちづくりとは、まちを創っていく過程を表す言葉で、つまり社会づくりのことなんだ」と言っていたよ。実は、僕もそう思っているんだ。

だから、「まちづくり」って、市役所の人だけが仕事としてやるだけじゃなくて、社会づくりなんだから、当然僕たちの日々の暮らしも含まれるし、僕たち市民がすることでもあるんだ。



柏木さん



ネギ子

今言われて思ったんだけど、よくよく考えてみると、この米子のまちの文化、風土、人の気風などを形づくっているのは、市役所ではなくて、むしろ私たち市民の日々の様々な活動よね。それらも含めて「まちづくり」ってことなのね!

そうなんだよ。もしもね、「まちづくり」=「市役所の仕事」だったりすると、僕たちの日々の暮らしや活動のあり方まで、市役所の人に決めてもらったり決められてしまうということになるんだけど、それだと何だかおかしいことになるよね。

そもそも、そんな社会は変だし僕はいやだな。



柏木さん



ネギ太

そうか!市役所に意見を届けたり、市役所が行なう様々なイベントなどに参加することも「まちづくり」の一つの形だけど、それだけではないということだよな。

近所との人付き合いや、自治会活動などの様々な地域活動なんかは、市役所の仕事として決められる類のものではなくて、そこに住む人たちが自分たちで考えて決める部分だよな。

これも「まちづくり」ということなんだね!



柏木さん

そのとおり。

こうした諸々の「まちづくり」は市民が主体的に行なうものだよってことなんだけど、この条例では、このことを「市民が主体となったまちづくり」と表現しているんだ。そしてね、「米子市民自治基本条例」という名前が示すとおり、この「市民が主体となったまちづくり」がすなわち「自治」なんだよって位置付けているんだ。

あとね、こうした「まちづくり」に参加していただける人が増えることで「市民が主体となったまちづくり」が進んでいきますとしているよ。

そうなのね…。でも、一つだけわからないことがあるわ。

「市役所の仕事」も「まちづくり」なんだけど、市役所の仕事や活動などを決めることができるのは、市長さんや市議会議員の皆さんといった選挙で選ばれた米子市民の代表者が集う議会だけだと思ふのよね。

この部分は、市民が主体となることはできないんじゃないかしら？



ネギ子



柏木さん

説明不足だったね。ごめん、ごめん。確かに、ネギ子ちゃんの言うことはもっともだと思うよ。でもね、そうだからといって、市役所の仕事や活動などに主体的に関われないということにはならないと思うんだ。

市役所の仕事や活動などに主体的に関わるってことは、例えば、僕たちが市民の代表者を選ぶ選挙ってものがあるじゃない…そのときにちゃんと投票するといったこともそうだし、代表の皆さんがより正しい判断を下せるように、責任ある意見を「声」として届けるってことなんかもそうなんじゃないかな。

こういったことはね、代表の皆さんを通して僕たち市民が決めているとも言えるんだ。地域活動などと比べると最後の決定が直接的にできるかどうかというところに違いはあるけれども、主体的な関わり方ということでは違いはないんだよ。

「自治」の基本・まちづくりの基本とは…

さっきも言ったんだけど、この条例には、「自治」の基本ということで（市民が主体となった）「まちづくり」の基本に関することが書かれているんだ。

これまで「まちづくり」や「自治」のことを話してきたんだけど、こういったものがただ機能するだけでは不十分で、機能することで多くの人の幸せにつながったり、今よりも住みよいまちになっていってこそ意義があると思うんだ。

機能するためには、基本的な部分がしっかりしていないといけないんだけど、そういった意味で「まちづくり」の基本って何だと思ふ？



柏木さん



ネギ太

みんなが同じ方向を向いて「まちづくり」をしていくことかなあ。向いている方向がバラバラだと、効果的でないと思うんだ。

私も同感！

ただ、十人十色っていうでしょ。同じ方向を向いてまちを創っていくって、言うは簡単だけど非常に難しいわよね。



ネギ子



だからこそ、話し合いが必要なんじゃないかな。
大切なのは、お互いに譲るべきところは譲るといこと。自分の意見ばかり言ってもダメだもんね。他人の意見も尊重しなきゃ。

そうだね。それでこそ民主主義だね。
意見を述べ合うのと同じくらい、意見を聴き合うことが大切なんだ。
みんなのためにということで話し合った結果にみんなが従う…場合によっては、そのことで我慢しなきゃいけないこともあるけど、それも民主主義だよ。民主主義の原点は、お互いがお互いのことを尊重し合いながら、物事を話し合いによって決めることだと思うんだ。とても大切なことだよ。



柏木さん



みんなで同じ方向を向いて「まちづくり」をしていくことも大切だけど、私は、各自が出来ることを出来る範囲でする「まちづくり」が基本だと思うわ。
どんな些細なことでもいいから、それぞれが出来ることを出来る範囲でする。無責任な言動や行動は非常に困るけど、そうでなければ大なり小なり、必ず社会貢献につながると思うの。

これもいい意見だね。
「まちづくり」だから多くの人の役に立たなきゃって大上段に構える必要はないんだよね。「まちづくり」を、何も公共性の高い活動に限定する必要はないんだ。ちっちゃな事、ちょっとした事でも良いと思う。自分の出来ることを出来る範囲でやれば良いと思うんだ。
そういう活動が増えると、一見バラバラでも、社会づくりという大きな視点に立ったときには、社会はみんなを支え合っているんだということに気がつくんじゃないかなあ。



柏木さん



柏木さんは、何が「まちづくり」の基本だと思うの？

みんなが、お互いを尊重しお互いの絆を深めつながりを強くして、出来ることを出来る範囲で良いから、お互いに支え合って助け合って日々の生活を送ることかなあ。
平穏な日常では見落としがちだけど、人は一人では生きていけないと思うんだ。僕は、これが「まちづくり」の基本だと考えているんだ。



柏木さん



人と人との絆や支え合い助け合いの精神は、「まちづくり」にとって本当に大切よね。
自分や家族を二の次にしてまで助け合っってことになる、ちょっとどうなの？って思うけれど、もし余裕があったら、みんなを支え合っって助け合っっていいなと思うわ。

そういった意味でも、僕は、「自助」と「互助」が自治の原点だと思うんだ。
約1年前に、地域における「自助」、「互助」の精神の大切さや、絆や支え合いの必要性がクローズアップされた、とても不幸な出来事があったことを覚えているかな？



柏木さん



東日本大震災…。



柏木さん

そうなんだ。人と人の絆やつながり、支え合いといったものが、本当に大切なものであり、人が大変な困難に直面したときには、人々の生きる支えになるということが、本当に不幸な出来事ではあったんだけど、この大震災によって再確認されたんだ。平和な日常生活の中では、なかなか気付きにくいことなんだけれどもね。

みんなも知っているかと思うけれど、この大震災のときには、市役所や消防・警察などの公の機関が機能しなくなった、無くなってしまった所もあったんだ。でもね、そんな状況になっても、地域…そこに人がいる限り生活はあるんだよね。しかし、そこには市役所は無い。みんな生きていくためには、互助しか、助け合いしかないんだ。だから、僕は、「自助」と「互助」が自治の原点だと思うんだ。

本当にそうよね。市役所の人も言っていたんだけど、ああいう大きな災害があったときにこそ、この自治基本条例が役に立ってほしい…こんなことを言っていたわ。

あとね、大震災のときのように、「まちづくり」をしていく上でみんながどうしたら良いかわからなくなってしまったときに、灯台のあかりのように、「まちづくり」をする私たちを導いてくれる…、この条例をそんなものとして使ってほしいとも言っていたわ。



ネギ子

みんなで「まちづくり」を…



ネギ太

「まちづくり」の原動力って、仕組みも大切だけど、やっぱり気持ちの部分っていうのが非常に大きいと思う。それも自発的な気持ち。誰かにやられて言われて仕方なしにするんじゃなくて、前向きに「よし、俺がやってやろう!」っていう気持ち。

ネギ太くん、良いことを言うわね。本当にそうよね。みんなも知っているように、米子のまちは、山陰の商都と呼ばれ、元々、人々がいきいきと活動するまちなのよね。米子の人の気質として「よし、私がやってやろう!」っていう心意気のようなものを伝統として脈々と引き継いできているんじゃないかしら。

そういった意味で、他のまちの人よりも米子の人は自治に向いていると思うし、このことは米子のまちの強みでもあると思うわ。



ネギ子



柏木さん

とらえ方によっては、米子のまちっていうのは、一つの大きな組織とみることでもできるんじゃないかな。市役所が主体となつての「まちづくり」でも「まちづくり」自体はできるかもしれない。けれどもね、それでは強い組織にはならないと思うんだよ。そしてね、多くの人が満足できない、そんな結果が待っているんじゃないかと思うんだ。考えてもごらんよ。米子は、市役所だけで成り立っているまちじゃないんだ。米子には、市役所以外にも数多くの組織があるし、15万人の人が暮らすまちだよ。市役所も含めた、そういった個々の組織やこのまちに暮らす人々が、それぞれの責任において自らが考え決めて行動する…そういったことができるまちは本当に強いまちだと思うし、何よりも個性豊かで魅力的なまちだと思うよ。そういうまちなら、僕たち市民も「住んで良かったなあ」「ここにずっと住みたいなあ」と、今よりもずっとずっと強く思えるんじゃないかな。

そういったまちにしていけるためには、「まちづくり」をしていく上での各自の基本的な役割を、みんながしっかりと理解しなきゃいけないし、みんなで連携協力していくことも大切だよ。なかなか難しいことだとは思っただけど、こういったことが出来ていけば言うことはないんじゃないかなと思うし、挑戦していきただけの価値はあると思うよ!

よ〜し!僕たちのまちのために、各自で出来ることを見つけてガンバロー!
今日から、僕もガンバルぞ!



ネギ太



米子市企画部 市民自治推進課

(よなごし きかくぶ しみんじちすいしんか)

〒683-8686 米子市加茂町1丁目1番地

TEL 0859-23-5371、5373

FAX 0859-23-5354

E-mail jichisuishin@city.yonago.lg.jp

